

# 宇佐宮神領の成立過程と展開

## 橋本操六

### 第一節 根本神領の成立

#### はじめに

宇佐宮領の成立過程は、『統日本紀』等の基本史料のほか、建久八年（一一九七）以後に成立した「宇佐宮神領大鏡」（以下「大鏡」と略す）、弥勒寺学頭僧神吽が集大成した『八幡宇佐宮御託宣集』（以下『託宣集』と略す）で知ることができる。これら基本史料を利用して、神領の全容を研究した多くの人々の中にあって、信仰の面から八幡神にアプローチし、八幡信仰の全容を解明したのが、八幡神研究の第一人者中野幡能博士である。

八幡神の発生、所領、神事等を網羅した『八幡信仰史の研究』をはじめとする多くの著述のほか、『国史大辞典』などにもそれらの成果を発表している。

氏が述べる神領の成立過程を、『国史大辞典』宇佐神宮の条、社領の項によつてみると概略次のとおりである。

- ① 天平十二年（七四〇）藤原広嗣の乱の褒賽として封二〇戸の施入。
- ② 天平十八年（七四六）聖武天皇病氣平癒祈願の功に対し八幡大神を三位に叙し、封四〇〇戸、水田二〇町を施入。
- ③ 天平勝宝二年（七五〇）大仏铸造にかかる黄金発見に報い、大神に封八〇〇戸、位田八〇町、比売神に封六〇〇戸、位

田六〇町を施入。

④ 天平勝宝七年(七五五)託宣により封戸・位田を国庫に返納。

⑤ 天平神護一年(七六六)比売神に封戸六〇〇戸を復す。

⑥ 延暦十七年(七九八)大神分八〇〇戸も復され一四一〇戸となつた(新抄格勅符抄)。

この経過説明のあと、比売神分を三国七郡の御封と呼び、平安時代中期以後は十郷三箇荘となつたこと、大神分は両豊・両筑・肥前の五カ国約十七カ郷内に散在し、後に本御庄十八カ所と呼ばれたことなどについて説明している。

以上の中で問題となるのが、⑥の項で、延暦十七年に合計一四一〇の封戸になつたかどうかである。以下、時代を追つて神領成立を再検討してみたい。

## 一 三国七郡の御封

神領は、三国七郡御封と呼ばれる御封田と、その三国七郡内に成立した十箇郷三箇荘、ならびに両豊・両筑及び肥前の五か国内の本御庄十八箇所のほか、薩摩、大隅二国を除く七か国内に散在する常見名田からなつてゐる(「大鏡」)。

御封田は、「大鏡」では「件御封天平十二年廿戸始」とするが、『託宣集』では「天平十二年庚辰。依大軍事、馳遣 勅使。奉御封廿戸初度」と、施入の理由にも触れてゐる。大軍事は、天平十二年(七四〇)九月三日起こつた藤原広嗣の乱のことで、二〇戸の施入と共に「御神宝及造寺度僧」をも奉つたとある(「東大寺要録」『託宣集』)。

翌天平十三年閏三月二十四日、朝廷は「秘錦冠一頭、金字最勝王經、法華經各一部、度者十人、封戸馬五疋」を八幡神宮に奉ると共に、三重塔一基を造立せしめている。これは「宿禰に賽ゆる」ためといふ(『続日本紀』『類聚国史』『託宣集』)。

史料中の句読点は、活版化時点で付せられたものであるが、前掲史料中「封戸馬五疋」については、「封戸ノ馬五疋」と読む(『続日本紀』『類聚国史』)場合と、「封戸、馬五疋」と読む(『託宣集』)場合があり、解釈に混乱をきたしている。すな

わち、前者は封戸の利用に供する馬と考え、馬を施入の対象とするが、後者は封戸と馬の両者を施入の対象としているのである。後者であれば、前年の二〇戸に統いて十三年にも封戸が施入されたことになる。後出の史料から計算すると、封戸の施入は考えられない。

続いて天平十八年(七四六)、四〇〇戸が八幡大神に施入された(「大鏡」)。施入の理由は、「天平十八年天皇不豫、禱祈有驗」とみえ、続いて「即叙三位、封四百戸度僧五十口水田廿町」を奉ったとある(「東大寺要録」、「託宣集」、石清水文書「宇佐八幡宮弥勒寺縁起」へ以下「弥勒寺縁起」と略す)。このことは、『続日本紀』天平勝宝二年(七五〇)二月二十九日条にみえる八幡大神封八百戸の割注に、「前四百廿戸、今加三百八十二戸」とある「四二〇戸」によつても明らかである。

東大寺大仏造立に大きな神助を与えた八幡大神に対し朝廷は、天平勝宝元年(七四九)十二月二十七日、大神に一品を、比売神に二品を贈り、翌二年二月二十九日には大神と比売神に封戸と位田を施入した。すなわち、「奉宛一品八幡封八百戸前四百八十戸、位田八十町」加卅町、今、二品比売神封六百戸、位田六十町」がそれである(『続日本紀』、「類聚国史」、「扶桑略記」、「新抄格勅符抄」)。

しかし、薬師寺僧行信と八幡神宮主神大神朝臣多麻呂らが「同意厭魅」したとして、天平勝宝六年(七五四)十一月二十七日、従四位下大神朝臣杜女と外從五位下大神朝臣多麻呂を除名して本姓にもどし、杜女を日向国に多麻呂を多瀬島に流した。以後、神宮の称宣、祝には他から選んで補任されることになり、その「封戸位田并雜物一事已上」は大宰府の検知下におかれるうことになった(『続日本紀』、「類聚国史」)。

この厭魅事件に對して八幡大神は、天平勝宝七年(七五五)三月二十八日、「神吾不願矯託神命、請取封一千四百戸、田一百卅町徒無所用、依神宣行之」と託宣し、封戸一四〇〇戸と位田一四〇町を朝廷に返納させた(『続日本紀』、「類聚国史」、「扶桑略記」)。

ところが、『託宣集』は「宜奉返八百余戸於朝廷志、造宮造寺乃祈奈利者」と、返納したのは八幡大神分の八〇〇余戸だけ

とし、しかも、それは「造宮造寺」の費用に当てられたという。その根拠は「類聚国志」第五、七年三月二十八日条の八幡大神の託宣であるとするが、「類聚国史」の関係条項には造宮造寺の字句はみえない。

さらに『託宣集』は、翌天平勝宝八年(七五六)四月には日下部宿祢古麻呂を奉幣使として宇佐に派遣し、「大御神分封八百十戸、田八十町、辞之給、比咩神分封六百戸、田六十町、二季祭料留之」給うたと述べる。

これら『託宣集』の内容は、編著者神吽が「大鏡」に「但封千四百十戸八百十戸辞給、已大神分六百戸二季祭料留、已比咩神分」とある記事を誤って解釈した可能性が高い。すなわち、天平神護二年(七六六)四月十二日条に、「奉八幡比咩神封六百戸、以神願也」とある事実(『続日本紀』「類聚国史」「日本紀略」)を無視し、『託宣集』に採用していないのがそれである。

一四〇〇戸、田一四〇町を返納したあとに残ったのは、「常神田」であるが、「常神田」とは、「神事諸家封戸大同元年牒」(『新抄格勅符抄』第一〇卷)大宰神封の条に

八幡神 一千六百六十戸 可定千四百卅戸

田百冊六町九段二百冊四歩神田六町九段二百冊四歩

一品八幡大神 封八百戸先奉四百廿戸 今加三百八十戸位田八十町先奉五十町 今加卅町

二品比咩壳 六百戸 位田六十町

とみえる「神田六町九段二四〇歩」であると考えられる。

次に返納された封戸の数についてみると、『続日本紀』等は一四〇〇戸、「大鏡」は一四一〇戸とあり、総数については前掲史料のように一六六〇戸あるいは一四三〇戸とまちまちである。一六六〇戸について中野幡能氏は延暦十七年(七九八)に大神分として施入されたもので、本御庄一八ヶ所の前身と考えていた(『八幡信仰史の研究』)。

延暦十八年十一月五日の大宰府あて太政官符には、まず神封は一四一〇戸であることを示したあと、「府解は、民部省符に記載されているのは一四一〇であるというが、延暦十七年十二月二十一日付け太政官符には一四〇〇戸となつてゐる。十分に

検討した結果、民部省符が正しく、太政官符は十戸を書きもらっていた。したがって、十戸を減じてはならない」と述べたあと、「比咩神封六百一十戸(同前一千四百十戸之内)」と、比咩神分に十戸を加えている。

さらに、「大宰府・豊前国司・神宮司は、比咩神封は大菩薩(八幡大神)分と共に府庫に納められたため、春秋二回の祭料が欠怠していると申し出た。そこで太政官は府官をして検校し祭料に割きあて、残る雑物は神宮に納めよと指令した」とみえる(『新抄格勅符抄』)。

「類聚三代格」収採の大同三年(八〇八)七月十六日付け太政官符は、大菩薩ならびに比咩神封は一四一〇戸と示し、その内の六一〇戸が比咩神分であると明示している。春秋二季祭料についても先述の場合と同内容である。

以上、神領は天平十二年の二〇戸、同十八年の四〇〇戸が八幡大神分として施入され、天平勝宝二年に八幡大神分三八〇戸が追加施入され、比咩神分六一〇戸があわせて施入されたのである。それが、厭魅事件で常神田六町余を残して一四一〇戸と位田一四〇町が朝廷に返納され、大宰府の検知下におかれたのである。したがつて「大鏡」にみえる大神分八一〇戸、比咩神分六〇〇戸という記述は、事実誤認といいわざるを得ないことになる。

封戸・位田の返納を託宣した八幡神は、「汝等穢有過、神吾自今不帰文則退給、從大虛渡太海移坐伊豫国宇和嶺」(「弥勒寺縁起」)『託宣集』)と動座するが、天平宝字七年(七六三)には祢宜辛島勝与曾女を通じて、觀世音菩薩像一軀と四天王像各一軀を造立するよう託宣した(同前)。理由は、異国降伏のためという(『託宣集』)。与曾女は、祝龍麻呂らと共に宝龜三年(七七二)十二月中旬に着手し、翌四年三月十四日完了したという(『託宣集』)。建立棟数二字、場所は弥勒寺金堂の東、名称は妙法堂、造立仏像は觀世音像だけで、四天王像は未完とある(「弥勒寺縁起」)。

このことの奏聞を受けた朝廷は、綿三三〇斤、御封三〇戸を施入した(『託宣集』)。この三〇戸は、『新抄格勅符抄』神封部・諸神新封の条に、「八幡大菩薩卅戸(豊前国十五戸、日向国十五戸)」とあり、細字の部分は「私注」であると注記してある。なお、これより先の天平宝字八年(七六四)九月二十九日には、八幡大神に戸二五烟の施入がみえるが、その理由は明示されてい

ない(『続日本紀』「類聚国史」)。

「大鏡」にみえる御封田合計は六四〇戸であるので、前にもみた民部省符の比咩神封六一〇と、觀世音像造立の功に対する三〇戸であれば極めて好都合な数字である。天平宝字八年の二五戸では五戸不足である。新封三〇戸のうち豊前国一五戸は豊後国一五戸の誤りであると考えられる。豊前国の封戸数は四一〇烟で、五という数字は見えず、しかも新封を表示する字句もみえない。それに反して、豊後国の場合は「加封一五烟」がみえるし、日向国の場合も同じである。すなわち、国東郡加封一五戸と臼杵郡加封一五戸の計三〇戸が新封と考えて間違いない。

天平神護元年(七六五)三月二十二日、八幡大神は宇和島以外の清浄の地に移り、朝廷を守護したい旨の託宣を発した。このことは三月二十五日付けをもって大宰府から朝廷に報告された。朝廷は、所願どおり宮地造成の官符を下した(『託宣集』)。

宮地は、菱形宮の東の大尾山が選定され、神宮は宇佐公池守を造宮押領使として造営された(「弥勒寺縁起」「託宣集」)。

同年閏十月八日、勅書を携えて大神宮に参拝した大宰大式石川豊成に対し、宇和島との往来に際して立寄った所を神領に指定すると共に、宇佐郡内については四年に一度巡幸する旨(後の行幸会)を宣したといい、ようやく神護景雲元年(七六七)大尾山に身躰を鎮めたという(『託宣集』)。

この鎮座の前年の天平神護二年(七六六)四月十二日、朝廷は八幡比咩神に封六〇〇戸を施入するが、その理由は「以神願也」とあるだけで、具体的には何も触れていない(『続日本紀』「類聚国史」「日本紀略」)。恐らく異国降伏という神願に対するものであると考えられる。

六〇〇戸は、くり返し述べたように民部省符に示された六一〇戸が正しいことは延暦十八年の太政官符によつて明白である。以上が「大鏡」にいう御封田六一〇戸、すなわち次に示す三国七郡の御封である(数字は略記した)。

豊前国四一〇烟上毛郡一〇〇烟、下毛郡一〇〇烟、大家郷、野仲郷等是也、

豊後国一一五烟本封一〇〇烟、大野郡五〇烟、安岐、武藏、来縄郷是也、加封一五烟

日向国一一五烟本封一〇〇烟、兒湯郡五〇烟、宮崎庄  
加封一五烟、臼杵郡六五烟

## 二 御封田と十箇郷三箇莊

「大鏡」は、天平十二年の封戸二〇戸施入に始まる封戸関係の記述を、「所謂三国七郡御封是也」と結んだあと、「彼内有十箇郷三箇莊等也、称三国者、豊前・豊後・日向等也」と続け、十箇郷三箇莊の内容を示している。

十箇郷は、まず宇佐宮の所在地宇佐郡の郷から書き起こす。順に封戸郷、向野郷、高家郷、辛嶋郷及び辛嶋郷内葛原郷をあげ、「内封四郷」と号すとする。郷の内容は、まず田数を示したあと、佃田数と反別所当米量、用作田数を示す。

四郷の田数は、封戸郷一五五町五反一〇代、向野郷二〇二町九反、高家郷一六〇町、辛嶋郷二四〇町、葛原郷四〇町一反三〇代となっているが、これが郷の総田数ではない。

次に「国東郡御封」として、来縄郷、安岐郷、武藏郷があげられる。封戸は三郷で六五戸であるが、各郷の総田数はいずれも三五〇町となっている。総田数の表示の下に、「起請御封田六十八丁、余田八号別作、隨検注得田所当反別三斗(来縄郷)」のような割注が施されている。起請御封田は、安岐郷六二町七反三〇代、武藏郷三二町二反三〇代。

安岐・武藏両郷の余田については「件余田立券不輸神領之子細、委見于御不斷注事也」と、不輸神領として立券されたとある。

別作は、「例作」に対する言葉で、ここでは「起請御封田」に対する余田ということになり、年貢だけを納める雜役免田を指す別作とは異なる。国東郡五〇戸と加封一五戸の六五戸が起請御封田合計一六二町九反六〇代に置きかえられる「例作」で、残る八八七町余が余田、つまり「別作」である。別作とされるのは概して悪田といわれている。割注に統いて佃・用作が示される。

各郷の起請御封田が起請御封田合計数に占める割合は、来縄郷四一・七%、安岐郷三八・四%、武藏郷一九・七%となる。封戸六五戸を起請御封田の率で案分すると、来縄郷二七戸、安岐郷二五戸、武藏郷一三戸というようになる。現実とは多少異なるかもしだれないが一つの算定方法として認められるであろう。また、一六二町余の起請田数は、封戸郷や高家郷の田数とほぼ同じであるので、内封四郷の田数も国東郡御封の起請田と同じ性格のものと考えられる。次に示す下毛・上毛郡の場合も同様である。

豊前国下毛郡・上毛郡の場合は、大家郷(一六四町)、野仲郷(一四八町)、深水庄(野仲郷内二五町七反)、上毛郡(二七二町)となっている。深水庄は長徳六年(一〇〇〇)立券と頭注にみえる。上毛郡は「御封田」の条に一〇〇畝とあるので、当然二つの郷名があげられるべきであるが、ただ「封加天十郷」との注記があるだけである。常見名田の条や後世の史料から、一つは多布郷が推測されるが、あと一つは判明しない。上身郷かとする説もあるが確定的ではない。田数に統いては佃・用作を表示する内封四郷と同様の表示となっている。

三箇庄は、豊後国本封大野郡五〇戸を基礎とする緒方庄(二四〇町)と、日向国本封兒湯郡五〇戸を基礎とする宮崎庄(三三町九反)及び同国臼杵郡五〇戸と加封一五戸を基礎とする臼杵庄(一九町九反一〇代)である。

緒方庄は一二〇町の御封田と、一一〇町の治田からなっているとみえる。これからすると総田数に一〇町分不足となる。治田は封戸施入後開田されたものであることは確実であるが、国東郡の余田は別作とどのように性質がかわるのか判然としない。総田数に占める起請御封田の率は五〇%と最大である。

以上の豊後国内の事例に対して、日向国の場合をみると、宮崎庄は本封五〇戸に対して田数は三三町九反、臼杵庄は六五戸に対してわずか一九町九反一〇代しかない。神領常見名田の条にみえる臼杵庄の記述内容に、「御封田六十九町九反十代内本封十九丁九反十内調殿三丁卅但如官符者御封陸拾伍畝者」とあるので、三箇庄の臼杵庄の田数は御封田内の本封分だけということが判明する。

宮崎庄の場合は、常見名田の条に「御封田七十七町之内調殿七丁二反但如官符者御封陸拾伍畝者」とあるだけだが、臼杵庄の例から三箇庄の宮

崎庄の三三町九反というのは本封分と考えるべきであろう。建久岡田帳によると、宮崎庄は三〇〇町があるので、御封田の占める率は一一・三%にしかならない。臼杵庄の名称は「大鏡」だけにみえるもので、総田数等は掌握できない。

以上を総合してみると、臼杵郡封戸六五戸の田数六九町九反一〇代のうち、本封分一九町九反一〇代が根本神領三箇庄として立券され、残りが「庄田起請定五十町」として常見名田臼杵庄となつたことになる。常見名田臼杵庄「庄田起請定五十町」は、治暦二年(一〇六六)封民二〇人の代として臼杵郡内北郷荒野に四至を定め進宮立券して開作した所という。

宮崎庄の場合は、御封田七七町、「庄田起請定田百六丁」とあり、臼杵庄の場合とは趣を異にする。さらに、「件庄田者御封外」と明示し、永承年中(一〇四六~五二)に封民二三人の代として宮崎郡内郡家院荒野に四至を定め、進宮立券して開作したという。

以上のように、日向国内所在の臼杵庄と宮崎庄は、「十箇郷三箇庄」としての庄と、「国々散在常見名田」としての庄という二つの性格をもつた庄がそれぞれに存在したことになる。

十箇郷三箇庄の概略は上述のとおりであるが、一郷五〇戸単位に施入された封戸田数はまちまちであり、しかも豊後・日向の例では総田数に占める御封田の割合は、多くて五〇%，少ない場合は九・二%と一割にも満たない状況である。

したがって、三国七郡の御封田六四〇戸を即十箇郷三箇庄とするわけにはいかず、「大鏡」に、「彼内有十箇郷三箇庄等也」とあるのはその点を表示したものと考えられる。つまり、御封田を中心にして、別作あるいは治田を加えて拡大された範囲を指す豊後国の場合と、日向国の場合のように御封田の本封分だけに縮小された庄園がみられるのである。臼杵庄は二八・四%の減少率、宮崎庄は四四・〇%の減少率である。

渡辺澄夫氏は、「奈良時代以来の封戸の莊園化したもので、六四〇戸が豊前・豊後の三国七郡にまたがつていたので、『三国七郡御封』とよばれた。封戸の税物は国司が徵収して給付したが、その滞納により土地があたえられた。これが“十郷三箇庄”とよばれる莊園である。」と説明する(『大分県の歴史』)。

しかし、税物滞納に対応する処置として土地を与える場合、当初の封戸田より上回る面積のものが与えられるのが通常の姿と考へられる。豊後国内の三郷一庄の例は正にそのとおりであるが、日向国の二庄の例は当初の封戸田の本封分だけに減少されており、しかも残りの部分は十一世紀中葉になって封戸人の代として荒野に四至を差して開作され、常見名田として進宮されたという。

このことは、臼杵郡六五戸、兒湯郡五〇戸というのは現実を無視した立前論的な数であつたか、あるいは施入後封民が浮浪人となって離れたため荒廃してしまつたかの何れかが考へられる。したがつて、十箇郷三箇庄と三国七郡御封といわれる御封田とは同義異質のものといわざるを得ないことになる。

十箇郷三箇庄と造宇佐宮課役の関係は、内府＝緒方庄役、御服所＝安岐・武藏郷役、和間浮殿＝同役封戸・向野・辛島――とみえる。

### 三 本御庄十八箇所

本御庄を「大鏡」は、「或御位田百卅町<sub>天平勝宝年中  
公家之奉寄</sub>、御供田四十二町<sub>同年中  
同奉寄</sub>或御油料庄等也」とその前身を説明すると共に、「抑根本者散在諸郡」という立地状況を明示する。このような状況の中、国使の入部検田作業は「以公田称御封田、以御封田号公田」と混亂をきたし、神事が懈怠したため、「見作散在御封田」と国領を相博して「見作荒野」に四至を差して、おのおの一円神領となした、と説明する。

御位田は第一項でも触れたように、天平十八年(七四六)の封戸四〇〇戸の施入より後に五〇町の位田が贈られ、天平勝宝二年(七五〇)二月二十九日、一品八幡大神に封三八〇戸と位田三〇町が追加され、比売神に封六〇〇戸と、位田六〇町が新たに施入されたとある(『続日本紀』『類聚国史』『新抄格勅符抄』)。位田の合計は一四〇町であるので、「大鏡」の「御位田百卅町」では十町分不足することになる。御供田四十二町の寄進については史料中に確認できない。

本御庄一八か所は、豊前国新開庄・角田庄・津隈庄・貫庄・到津庄・勾金庄の六か所、豊後国田染庄・石垣庄の二か所、筑前国綱別庄・椿庄の二か所、筑後国小家庄・守部庄・小河庄の三か所、肥前国米多庄・赤白庄・大楊庄・大町庄の四か所の計一七か所に、小河庄内御深(三深)庄を加えたものを指すと考えられる。

順次内容をみると、まず新開庄は「根本神領」であることを明示するが、寛弘年中(一〇〇四)一二に宝藏を焼亡した時、公驗も焼失したため立券年代は不詳である。以後、数代の国司からは代々の例に従つて不輸の扱いを受けていた(国免庄)。しかし、新制官符により、新古の庄園を論ぜず、また公驗不存在を理由に公田に准じて官物を徵収されたので、恒例神事に闕怠を来たした。ところが「示現頻下恵異示云々」という現象がおこったため、「可奉免」として再び不輸神領になったとある。田数七九町、用作一町八反。

角田庄は、長元四年(一〇三一)に上毛・下毛・田河郡内の散在神領御封田八五町五反二二八歩をもつて相博立券した。新加入田五二丁七反九〇歩は、公家御祈禱の仏聖灯油料として康平六年(一〇六三)に庄内の公田を交え、四至を限つて立券したとある。田数は一三七町九反三二八歩。用作は四町八反。

津隈庄の本田は、京都・中津郡内の散在御封田と国田を相博したもので、新加入田四町六反は御封田五四町九反の内を康平四年(一〇六一)に庄内の公田と相博立券したものであるとみえる。但し、公田八町二反二一六歩が含まれる。田数七〇町、用作一町九反。

貫庄の本国領三三町七反は、天喜二年(一〇五四)に神領内上毛郡一五町六反三〇〇歩と宇佐郡五町八反六畠等と相博立券したもの。田数は三三町七反か。用作は二町五反。

到津庄田数一三〇町、用作一丁は、寛弘四年(一〇〇七)に規矩郡内散在御封田一八二町八反余の内をもつて相博立券ある。勾金庄は田数一三〇町、用作一町八反で、御封本田は一六町六反かとある。長元四年(一〇三一)上毛・下毛・田河郡内散在御封田八五町五反二二八歩をもつて相博立券し、康平元年(一〇五八)には新加入田一六町六反をもつて相博立券したという。

そこに含まれる公田は三七町一反一五八歩である。

以上、豊前国六か所についてみたが、その前身は根本神領あるいは散在御封田とみえる。すなわち、天平勝宝七年(七五五)に八幡大神の託宣により朝廷に返納され、大宰府の検知下におかれることになった封戸の一部にあたるものと考えられる。

次に、豊後国田染庄・石垣庄、筑前国綱別庄、椿庄が続くが、田染庄を除く三庄は田数と用作面積を示すだけである。田染庄は田数の記載はないが、他の三庄にみえない佃の記載がある。

次に筑後国三庄の記載であるが、頭注あるいは冒頭に述べた本御庄の総括に統いてみえる同内容の治安三年(一〇二三)の筑後国符によると、「生糞郡小家庄十六町、山門郡小河庄十四町、御深庄六町」のほか、桑園の記事がみえる。国符の内容は、これら八幡宇佐宮御領御位田ならびに御装束料桑について、代々の例に従つて重ねて免符を賜りたい旨の申請(牒)があつたので、申請どおり官物等を免除することになった。在地郡司等はこのことを承知し、奉行せよ、というものである。

さて、小家庄は、康和年中(一〇九九—一一〇三)に作成された庄司譲状に、庄田の一五町五反は天平勝宝年中(七五〇—五六)に施入された御位田一四〇町の内で、立券の後、田数が減少したので、神人百姓等が水利を調査して三千余人力をもつて荒野畠地等を開作し、御装束交易料米御油以下神役を勤仕して來たところとみえる。なお、譲状作成の日は、筑前国内における加納押募を停止するよう宣旨が下された日という。そして、「全無加納田云々」と締めくくる。

守部庄は、竹野庄加納を基礎に成立した半不輸の地で、宮召物加地子は町別米一石。起請田一八町七反卅代。用作一町。庄司安部成末の陳状によると、立券は万寿三年(一一〇二六)。本田一五町には官檢田使が入勘し、官物を国庫に進納する以外、他役は免除され、神事を勤仕する所である。余田ある場合は、官物結解は国衙の勘定を請く所である。

小河庄は治安三年の国符には一六町とみえるが、「大鏡」は一円不輸の本庄二〇町、国半不輸の上下松延三〇町、三深八町、用作一町六反とする。庄司大藏季遠の陳状によると、本庄一二町は大菩薩御位田で、松延名は田率雜物公事雜役を免除する一色田として町別二石五斗の米と絹五疋を国庫に弁済する以外は他役はなく、ひとえに神事を勤仕する所である。さらに、上下

松延名田は宇佐大宮司公基の私領であったが、その譲与を請けた娘三子から、大宮司公通が買得したという。三深八町は、治安三年の国符にある御深六町と同じものであろう。

最後に肥前国の米多庄、赤自庄、大楊庄、大町庄の四庄が示される。米多庄は田数と用作を示すだけであるが、他の三庄の場合には、このほかに立券の時期をも記載している。赤自庄は「永承元年(一〇四六)立券定欽」、大楊庄は「承暦五年(一〇八一)立券定」と示したあと、さらに「承暦五年立券定欽」と疑問符を付している。大町庄は「寛弘三年(一〇〇六)立券定」とみえる。

以上が本御庄一八箇所の概略であるが、その前身は豊前国の場合は御封田、筑後国の場合は御位田が中心となっている。前身が明示されていない新開庄は「根本神領」とあり、貫庄も御封田との相博が読みとれるので、豊前国の場合は全て御封田を基本に公田との相博による立券と考えて間違いあるまい。その合計田数は五〇〇町弱。

筑後国の三庄は、いずれも御位田を基礎に公田との相博をもって成立しているが、田数はわずか四二町程度しか確認できない。

豊後・筑前・肥前三か国八か庄については田数と用作中心の記載で、その前身には一切触れていない。田数合計は四二七町余となるが、これには記載がない田染庄は当然含まれていない。なお、弘安八年(一二八五)の「豊後国大田文」には「田染郷九十余町」とみえる。

前身の御封田・御位田からすれば、本御庄一八箇所は天平勝宝七年(七五五)に朝廷に返納され(『続日本紀』等)、かつ、八幡大神分八百戸を造宮造寺の料に当てた(『託宣集』)といわれる封戸・位田を指すと考えられるが、総田数は九七〇町程度でしかない。

「大鏡」にみえる三国七郡御封・十箇郷三箇庄は、比咩神分封戸六一〇戸を基本とするが、総田数(豊前国は郷の記載田数、豊後国は起請御封田数、日向国は常見名田の項にみえる御封田数)は一五六六町余と、本郷庄一八箇所をはるかに上回る。し

たがつて、大宰府檢知下におかれた八幡大神分封戸八〇〇戸、位田一四〇町のうち、宇佐宮領として再び認められたのは極く一部であつたことになる。

#### 四 国々散在常見名田

「国々散在常見名田」も、宇佐宮膝下の豊前国から書き始められる。まず、上毛郡田数三百余町之外、浜田相博廿丁、多布原畠地五六十丁二反と書きはじめ、同様の様式で下毛郡・宇佐郡を示す。これに続く築城郡・規矩郡・京都郡・田河郡は、郡内の郷・名・別符等の個々について述べる。その最後に虫生別府の歴史経過を述べた後、常見名田の定義付けを行ふ。すなわち、「多分者治開田也、又甲乙領主奉寄少々有之、(中略)、爰當宮御炊殿(中略)不致彼造営之間、及破損之日、当國常見名田等永為不輸之神領、可勤造作一院之由、經奏聞之日、以安元元年壬九月廿八日、依請被下院府御下文畢」がそれであるが、その後に再び字佐・規矩・築城郡内の庄や別符があげられている。

この記述方法からすると、豊前国内でも定義付けの前と後とでは内容に差があることになる。続く六か国の中と共に検討すると、定義付けの前の部分は宇佐宮御炊殿の造替料という、宇佐宮經營の根本にかかる郡・郷・庄であり、後の部分は大宮司開発の私領あるいは燈油料庄・最勝八講供料庄というように神事にかかるものであることが判明する。

次に、常見名田の常見は、恒見ともあるので「ツネミ」と訓むことは確実で、肥前国小城東西・伴部郷の条には「以延久五年(一〇七三)買得津守常見御領畢」とあり、豊後国大分郡勝津留の条には、「又承暦五年(一〇八一)二月日国府宣云、件地宇佐宮毎年万灯会勤修御灯油料、任本公驗并先判旨、無他妨、津守常見可領掌者」と、津守常見としてみえる。さらに、築城郡伝法寺の条には、「天永元年(一一一〇)壬七月五日、令沾却宇佐宮仮名常見御領畢」ともみえる。

これらの記述からすると、津守常見というのは宇佐大宮司の仮名であること、そしてその大宮司は少なくとも常見名田の項中にみえる天喜五年(一〇五七)の公則より前の大宮司であることは確実であろう。なお、常見名田中で最も早く宇佐宮領になつ

たことが確実なのは、肥前国高来郡の油山一二か所で、延喜十年(九〇一)に宇多院内親王家の寄進とある。当時の大宮司は延喜九年任の春穎で、以後、美利、延喜十四年任の是憲、天暦三年(九四九)任の持節、応和二年(九六二)の守節、天延二年(九七四)任の貞節、寛仁二年(一〇一八)任の相規、長元二年(一〇二九)任の相方、長元八年(一〇三五)任の公忠を経て、公則へと連なっている(「宇佐氏系図」)。常見が誰の仮名であるかは判明しないが、神領の成立の状況から貞節あるいは相規あたりではなかろうか。

書き上げられている常見名田は、薩摩・大隅を除く七か国にまたがり、その内容も郡、郷、庄、名、別符、村ならびに地名だけのものとなつており、合計九〇余か所を数える。

御炊殿一院造營料となつたのは、上毛・下毛・宇佐三郡と築城郡内八件、規矩郡内三件、京都郡内二件、田河郡内五件の計二一件である。郡の場合は上毛郡の場合を例示したように、三国七郡御封や本御庄一八箇所の分を除いた田数と、起請田数を示している。

常見名の定義後にあげられている豊前国内分等七か国分の常見名は、「本荒野也、而大宮司公通開発之私領也」とか、「八幡宇佐宮御宝前一切経会供料田」として寄進されたとか、あるいは「仮殿遷宮之時、依令懈怠當國役陳慢、當任國司時光、称彼代」して不輸神領として寄進したとかのように、常見名田に組み込まれた理由を述べる。しかし、日向国内については、「十箇郷三箇庄」の項で述べたように、封民何人の代として進宮立券され開作された等特異な説明がつけられている。この封民何人の代というのは、封戸施入があつた臼杵郡臼杵庄、兒湯郡宮崎庄に限らず、臼杵郡富田庄、諸県郡諸県庄、宮崎郡内浮田庄、那珂郡那珂庄、国郡内田嶋庄、同郡内新名爪別府、臼杵郡内長井院にまで及んでいる。

第三番目に、常見名田と御封田・本御庄とのかわりの有無を検討すると、問題になるものに筑前国嘉摩郡宮吉名と、同国穂浪郡宮吉名がある。「大鏡」は、「府国注文」によればとして、田数六八〇町一反半、その内訳は南郷宮吉三二町四反三〇〇歩、北郷二八七町九反六〇歩、穂浪北郷三五九町六反半と注記するほか、敷地・田数・寺田・御封田・神田の田数も示して

いる。御封田四三町は本御庄一八箇所の椿庄の田数である。

常見名田としての両郡宮吉名の田数は、「本不輸十七町一反」と示され、嘉摩郡宮吉名は綱別新庄、穂浪郡宮吉名は椿新庄と称され、共に国半不輸の時代には宮召物起請田は一〇〇町に及んでいたとある。

本御庄一八箇所の条の筑前国の場合は、「綱別庄四至田数廿二丁三段、用作四丁八反」「椿庄四至田数四十三丁、用作六丁」と田数だけを記すが、この田数は「府国注文」にいう六八一町一反半の神領のうちをもつて立券されたことは明白である。また、残る神領のうち一七町一反が保元元年（一一五六）に粥田前武者所経遠による押領、翌三年の椿庄若宮殿での庄司大神兼助以下の神人の殺害と放火事件によって、不輸神領常見名田宮吉名として成立したのである。

したがって、「大鏡」に定義される常見名田とは、その前身も、成立の方法も、かなり特異な例であるといえる。

次に、本御庄の条に、「小河庄……三深八丁」とみえる常見名田筑後国上妻郡三深庄の場合は、注記の治安三年（一一〇二三）の国符「御位田」の項に、「生葉郡小家庄十六丁、山門郡小河庄十四丁、御深御庄六丁」とみえ、「桑園」の項には「一所在上妻郡三深」とみえる。

これに対し、常見名田としての三深庄の場合の表現は、上妻郡小河庄内也三深庄一所若宮敷地、一所同南北加利蘭、一所同北垣」となっている。

これらを総合してみると、本御庄一八箇所の一つとしての三深八丁が山門郡小河庄内に成立したことは、治安三年の国符の御位田の項に御深御庄六丁とすることによって判明する。また、同国符「桑園」の項にみえる「一所在上妻郡三深」が、常見名田三深庄であることも、その構成内容から判明する。つまり三深庄の田地部分は山門郡内にあり、敷地・蘭・垣という非田地部分は上妻郡内にあつたことになるのである。

最後の日向国内常見名田のうち、三箇庄と同名異質の白杵庄・宮崎庄の特異性については既に述べた。その性格は、春秋御祭料、万灯会料・放生会料あるいは節料としての性格をもつてゐる。また、封民の代として立券された富田庄・諸縣庄・浮田

庄・那珂庄・田嶋庄・新名瓜別符は万灯会料・放生会料として、さらに、荒野に別符を立てて開発された渡別符・竹崎別符・長峯別符・細江別符・荒生野別符は放生会料としての性格をもっていたとされる。なお、岡富別符・村角別符・柏原別符・大墓別符・長井浮免等については、何の性格付けもみえない。

最後に、常見名田と造宇佐宮課後の関係を示すと、御炊殿は上毛庄・下毛庄・築城庄・京都庄・田河庄・規矩庄・宇佐庄等の常見庄々役、直相殿(客殿)は日向国一八か所役、馬場頓宮は石垣庄・新開庄役、内大式堂仏聖灯油料は勾別符役、池内大式堂(法華三昧堂)仏聖灯油料は虫生別符・高来別符役となっている。

## 第二節 神領の展開

### 一 宇佐郡の郷庄

宇佐郡は、野麻・酒井・葛原・封戸・向野・広山・垣田・高家・深見・辛嶋の一〇郷から成っているとされる(「和名抄」)が、史料で確認できるのは、封戸・向野・高家・辛嶋・葛原の五郷、すなわち「大鏡」にいう「内封四郷」で、他の五郷についての史料は皆無に近い。本節で利用した史料は全て『大分県史料』の宇佐八幡宮関係史料である。

この内封四郷は、承元三年(一二〇九)十二月六日の関東御教書案に「神居境内」とみえるように、宇佐宮比売神の坐す聖なる郷とされている。施入された封戸に開発地が加えられて莊園化し、「十箇郷三箇莊」となるが、その田数は封戸郷一五五町五反一〇代、向野郷二〇二町九反、高家郷一六〇町、辛嶋郷二四〇町、葛原郷四〇町一反三〇代の計七九八町五反四〇代となる。

最大の郷は、葛原郷を含む辛嶋郷で、以下向野・高家・封戸の順となるが、その中の佃面積は封戸・向野・辛嶋・高家の順となり、用作面積は辛嶋・封戸・向野・高家の順となっている。

各郷の名の数は仁治二年(一二四二)の散田帳には、封戸郷一一七、向野郷一四五、高家郷七四、辛嶋郷(含葛原)一三五あるといふ。一名平均の田数は封戸郷一町三反余、向野郷一町四反余、高家郷二町一反余、辛嶋郷二町余となる。

面積・名の数・一名平均田数からみると、宇佐宮膝下の向野郷、最も関係深い封戸郷と距離的にへだたる辛嶋・高家両郷とでは、郷の成立の条件や発展の度合に差があるようと考えられる。つまり、畿内型莊園と辺境莊園の関係が四郷の間にもみられるということである。因みに、向野・封戸両郷司は田部氏、辛嶋・高家両郷司は漆嶋氏である。

四郷に共通するものに、御炊殿加用雜仕がみられる。加用二人・雜仕二人に対し、安岐・来繩・大家郷は各一人である。宇佐宮との関係の差が歴然である。ほかに、火災が原因による再建時には、汚穢された土の除去、新たな海砂の搬入、石組人足の提供も四郷の分担となっている。ここにも差がみえる。以下、各郷庄についての展開を見る。

#### (一) 向野郷・封戸郷

向野郷の初見は、大治五年(一一三〇)四月十四日の宇佐宮公文所問注申詞記であるが、内容的には天長九年(八三二)時点までさかのぼる。文治二年(一一八六)六月六日の官人代田口元幸寄進状によれば、先祖相伝の私領である向野・辛嶋両郷内永久名を、宮次御領として寄進したが、山落の時に本文書を紛失したので、新券を立てて進上するとある。

宮次は大神姓の大宮司で、「今永氏系図」によれば、天長九年(八三二)五月一日の官符によつて大宮司兼祝に任じられたとか所となつてゐる。また作人については、末永く勤仕させてほしいとの条件が付けられている。

封戸郷の初見は、長元々年(一〇二一八)二月十三日の大中臣守安等塩田譲状案であるが、天平咸宝元年(七四九)より始まつた弥勒寺への年分度僧に関する、正和五年(一二一六)分例として封戸郷戸主幸景の戸口で、一七歳の田部学王丸沙弥神尚が得度の上、弥勒寺に入ったといふ。これより先の承安二年(一一七二)十二月三十日の中津尾寺座主別当神智紛失状案によれば、神智まで七代にわたつて知行していた「仏聖燈油祈禱料田畠山野」が、封戸・向野・辛嶋郷内に存在していたとある。田地は封

戸郷内に一二筆、向野郷内に七筆、畠地は封戸・向野両郷堺の封戸郷波多垣と向野郷造司垣・溝垣及び辛嶋郷大世戸垣、寺家日足堺地の六筆である。

これら三郷にわたる田畠山野は、中津尾寺草創後觀世音菩薩像を安置して妙見を崇めるようになつて以来、「仏聖燈油祈禱料」として宮司や私人から寄進され、万免不輸となつたところという。

神智知行分が三郷にわたつて存在していることに何の不審もないが、小山田社免石丸名の場合は十分なる検討が必要である。康永四年（一三四五）六月日の小山田社免石丸名坪付注進状によると、大神敦貞知行分に封戸郷内四筆、向野郷内一七筆、辛嶋郷内五筆がみえ、同人母知行分に封戸郷内一筆、向野郷内三筆がみえる。このほか大神宇貞分が順に四、六、二筆、淡路阿闍梨神祝分が一、七、一筆、面々知行分が向野郷内四筆、辛嶋郷内三筆、葛原郷内一筆、その他二筆（向野・辛嶋郷各一か）となつてゐる。

つまり、小山田社免石丸名は、大神敦貞・同人母・同宇貞・神祝のはか、複数の面々に知行される名で、しかも、封戸郷内一一筆、向野郷内三六筆、辛嶋郷内一一筆、その他三筆の計六一筆に分割されていることになる。

ところが、正平二十五年（一三七〇）二月二十七日の小山田社免石丸名坪付注進状によると、大神貞興等一五名知行分が、封戸郷に一二筆、向野郷に五二筆、辛嶋郷に七筆、葛原郷に三筆、高家郷に一筆の七五筆、面々知行分が向野郷一一筆、辛嶋郷三筆、封戸・葛原郷各一筆の計一六筆のほか、上毛郡七筆、下毛郡五筆、来繩郷五筆、新開庄三筆となつてゐる。

康永の史料と正和の史料の内容は、共に石丸名という名でまとまるものであるが、共通することは各地に散在していることである。

この状態は、通常の徵稅単位としての名ではなく、地域を特定しない浮免の集合体としての名という性格のものとなろう。以上のほか、承安二年の神智紛失状案の證判の筆頭加判者に日足庄庄司の名がみえることから日足庄の成立が明らかである。その所在地は向野郷内と考えられる。また、南北朝期になると、封戸郷内に岩崎庄が成立する。

辛嶋郷の初見は、承安二年(一一七二)二月十日の御装束檢校大神貞安讓状で、三男酒井安真に譲る田一町が辛嶋郷内に、畠一町が葛原郷内にあるとみえるが、内容的には向野郷と同様、天長九年(八三三)時点までさかのぼる。

特徴的にみえるのは元里名にかかるものである。安元元年(一一七五)九月日の漆島並清解状によれば、並清の知行する田九反は辛嶋郷時成名内元里名であるといい、田数に従つて諸執事を勤仕していたが、近來郷司並実からの臨時難役等の支配が強く、妻子にも恥辱が及ぶようになつた。したがつて、元里名を別名としてほしい。これは並清の場合だけでなく、並幸・親忠・並高の場合も別名になつてるので、並清自身の場合も別名として田数に任せ、公文所の下知を賜り、恒例の神事を勤仕したいという。

つまり、時成名内元里名としての立場にあれば、郷司の支配を受けなければならぬので、別名になれば公文所の下知のもとにおかれ、公平な支配が受けられることができる、というのである。

「樋田漆島姓系図」並清の条によれば、この主張は保安三年(一一二二)三月十六日による大宮司宇佐宿祢によつて安堵された「従者女二人」と、その子孫のための限りある食邑にかかるものであることが分かる。その食邑(田九反=元里名)について、郷司の支配に従うべしとの条件がつけられているのを、五〇余年後の安元元年に郷司支配からはずれたいと主張したのである。

主張の原因は、郷司が田率によらず「雲霞」の「とく臨時雜役をかけたことにあつたとある。

この元里名は、大宮司が安堵していることと、郷司の支配に従うべしと条件がつけられていることから、国衙領内に開発され、かつ大宮司が買得したか、寄進を受けた土地であったことが確実となる。したがつて、並清は特別の徵符(別符)によつて官物・公事が徵納される名、すなわち一色の特別の率法による官物の徵納の特權をもつ別名にしてほしいというのである。元里の名称は、寛元四年(一二四六)閏四月五日の権少宮司宇佐某畠地放券には「くすわらのかうもとさとのうち」とみえ、

建武三年（一三三六）十二月廿日の漆島並置畠地売券には「くすわらのからもとさとミやうのうち」ともみえるようになる。ところが、正平九年（一三五四）の尼妙智譲状には「からしま・くすはら郷うちてんはく・いやしき・くわうやらの事」として、元里名分八筆と枝末名四筆がみえる。

元里名八筆の田数は一町五反三〇代と居屋敷ならびに検校園で、そのうち五反分かわしまは、向野郷という。この五反を除いた一町三〇代を、九反の元里名とする積極的史料はないが、尼妙智から所領を譲られた太郎並世は、並清の孫にあたることから、九反を基本とする元里名と考えてよからう。

次に、元里名九反の所在地についてみると、最初は辛嶋郷時成名内元里名とあるのが、次には葛原郷元里となり、最後には辛嶋・葛原郷内として元里名がみえるようになる。したがって、元里名は葛原郷内にあつたと考えられる。

高家郷にかかる史料は極めて少なく、承安二年（一一七二）十二月の中津尾寺座主神智紛失状案に、證判署判者に高家郷司がみえるのが初見で、以後、康永三年（一三四四）四月五日に漆島清望が高家郷名々内田畠等を聖安禪寺に寄進した程度で、郷内の動向等を知る史料はない。

### （三）宇佐庄

「大鏡」の国々散在常見名田の条には、御炊殿料庄として豊前八郡中仲津郡を除く七郡があげられている。

その宇佐郡は、「宇佐宮神領次第案」の瀬社免の条に、寛治二年（一〇八八）三月二十日、宇佐庄内今平一町七反、小今平一町五反等七筆一〇町が瀬社免として成立したとあり、泉社免の条には、「下宇佐郡庄司、可早免除瀬社免田拾丁事」と、常見名田宇佐郡という名称も使用されている。

また、「造宇佐宮諸役注文案（年月日未詳）」に、御炊殿は常見庄々役とみえ、上毛庄等七つの庄があげられている。この場合、常見名は常見庄々と訓みかえられ、郡が庄に訓みかえられている。この訓みかえの時期は、瀬社免の条にみえる寛治二年以前の可能性も考えられるが、次の史料から否定されよう。

すなわち、弘安元年(一二七八)十二月四日、造御炊殿行司所にあてた大宮司宇佐公有下文によると、宇佐庄等七庄は限りある御炊殿料庄として安元年中(一一七五~七七)に一円庄号神領となつたとあり、「大鏡」にも同様のことが明記されている以上、寛治二年以前の訓みかえは考えられないことになる。

しかし、仁平四年(一一五四)二月六日の宇佐宮行幸会御供料雜器未進注文には、「乃中郷」「大家郷」「上毛郷分」「下毛郷分」という呼称がみえるので、このころには訓みかえるべき条件が整いつつあったことが考えられる。

宇佐庄の具体像は、「大鏡」に田数二百余丁が示されていること、仁治二年(一二四二)の散田帳に一二〇名が示されていることのほか、次の二点の史料がある。なお、宇佐庄一名平均の田数は一町六反余で、封戸郷・向野郷に次ぐ小規模名ということになる。

徳治二年(一一〇七)十一月二十日、庄司行景と御使宇佐某両名による、宇佐庄光貞名信蓮御房知行坪付が作成されている。田数は一所一反とあるだけである。宇佐庄は御炊殿造営料所であるので当然造営用途を認めなければならない。応長元年(一一二一)六月二十八日には、宇佐庄内葛原光貞五反分の御炊殿造営用途一斗九合が幡手信蓮房から納められ、庄司行景と御使明茂が連署して請取っている。

宇佐郡一〇郷のうち、史料上確認できるのは「内封四郷」と呼ばれる五郷だけといつて過言ではなく、その田数は七九八町五反余。残る二百余丁の宇佐郡=宇佐庄が、他の五郷の田数とすると、一郷四〇町程度となり、辛鳴郷から分離した葛原郷なみの郷ということになる。

例えば、深見郷が貞和六年(一一五〇)十月の秋吉盛基軍忠状を初見とする深見庄の前身であるとすれば、宇佐庄から分離独立した可能性も考えられる。広山郷から弘山庄への変化も同じように考えられる。

また、酒井郷の場合、寛元四年(一二四六)閏四月五日の権少宮司宇佐某畠地放券に、葛原郷元里名内「さかるのむら」とある酒井村への変化も考えられる。この場合は辛鳴郷への合併も考慮する必要があろう。

## 二 下毛郡の郷庄

下毛郡は、山国・大家・麻生・野仲・諫山・穴石・小楠の七郷からなっている（「和名抄」）が、山国・麻生関係の史料は極めて少なく、穴石・小楠両郷にいたつては史料上の確認もできず、地域比定も推測の域を出ない。

七郷中、最も早く確認できるのは、天平十二年（七四〇）の藤原広嗣の乱に参戦した下毛郡擬少領無位勇山伎美麻呂の本貫地諫山郷であるとすべきであろう。また、宇佐宮領として「大鏡」にみえるのは、大家郷・野仲郷・深水庄の二郷一庄と常見名田下毛郡である。

大家郷・野仲郷（含深水庄）の田数は、宇佐郡の内封四郷や国東郡御封三郷の田数と大差ないので、両郷とも五〇戸をもつて構成されていた一般的な郷であつたと考えられる。

常見名田・下毛郡の田数は、七〇〇町という膨大な数で、上毛郡の三〇〇余町、宇佐郡の二〇〇余町に比べると極めて大きを感じる。三郡とも十箇郷三箇庄という根本神領分を除いた残りで、上毛郡は山田・炊江・多布・上身四郷から、御封田一〇〇畠、つまり二郷分の二七二町を除いた田数、宇佐郡は前項で述べた五郷分の田数ということになる。

下毛郡の七〇〇町が五郷分の田数であることは、元亨三年（一二二三）十一月時点で、「下毛庄得万・四郎丸名内……」とあるものが、正応二年（一二八九）十二月の史料には、「管豈前國（諫）陳山郷得万・四郎丸内田屋敷事」とあることからも証明される。

### （一）大家郷

大家の訓みは、建長三年（一二五）十月八日の某田地譲状に「をゝ江」□とあること、年月日未詳の宇佐宮諸役注文案に「いした・ミおうゑ・よしと見・の中郷役候也」とあることから、「おえ」と訓むことは間違いない。その初見は、仁平四年（一二五四）二月六日の宇佐宮行幸会御供料雜器未進注文で、大家郷の「檜物雜器」の未進がみえる。

大家郷は宇佐宮の根本神領であるが、史料的には御炊殿加用雜仕に關するものが多く残されている。

初見は先にみた仁平四年のものであるが、続いては「宇佐宮諸社役注文案(年月日未詳)」に、御炊殿大雜仕屋役を吉富郷と共に勤め、延慶三年(一三〇九)の御炊殿回禄時には吉富・野中郷と共に石疊修覆に当たっている。これ以後にみえる史料の大半は加用雜仕にかかわるものである。

まず、貞和四年(一三四八)十二月二十九日の宇佐保範得分物注進状に、大家郷からの雜仕一人、加用一人の進納が確認される。この進納は大家郷に限られたものではなく、十箇郷に共通するものであり、応永二十九年(一四二二)には、御供所年中加用雜事不勤についてとがめられるなど、永正十五年(一五一八)までかなりの史料がみえる。

とくに、封民をもつてあてる御供所雜仕女について、文明十五年(一四八三)十二月五日の辛嶋郷司の行幸会雜仕女送状や、大家郷二郎兵衛請文は、「就御行幸、雜仕女代事、參貫文遣之候」と錢納化への変遷、あるいは封民をもつて進納できない場合は行幸会料物三貫文の倍の六貫文をもつてかえ、規準になる三貫文は女一人の売買価格である、などを教えてくれる。

最後の永正十五年の下宮回録次第注文案に、大雜仕屋一字の仮殿造營役に「近年不憲之」とみえるように、神領としての機能は名ばかりのものとなっている。

次に大家郷の構造をみると、承久二年(一二二〇)七月の大宮司宇佐公仲下文に、宇佐宮宿直懈怠の過料を命じられた大家郷三二名がみえる。二〇年後の仁治二年(一二四一)の「散田帳」によると、大家郷の名の数は七四とある。田数は一六四町であるから、一名平均田数は二町二反余となる。宇佐郡での平均最大田数高家郷二町一反余を上回る。

大家郷内には至徳元年(一三八四)初見の宮時庄が成立するほか、野中郷にまたがって自見名の成立もみえる。

## (二) 野仲郷

野仲郷は、弘長二年(一二六二)四月十六日の阿闍梨信寛田地売券に、「豊前国下毛郡野仲郷六条八里卅坪八反」とみえるよう、早くから開発の進んだところである。『託宣集』霊巻「小山田社部」には、「豊前国下毛郡野仲之勝境、林間之玉池者

大菩薩御修行之昔、令湧出之水也」とあり、王巻「馬城峯部」に「住下毛郡野仲郷有宇佐池守之翁、年二百歳(三百歳とも)」とあるように、宇佐宮と関係深い所である。

この郷内に、長徳六年(一〇〇〇)以前に宇佐宮御宝前灯油料所深水庄が立券された。これは宇佐宮権大宮司宗海と前播磨掾如海の所領であったものと寄進したものであることが、長徳六年十一月二日付け勘文と立券公驗等で明白であるという。

野仲郷の初見は、大家郷の初見史料である仁平四年(一一五四)二月六日の宇佐宮行幸会御供料雜器未進注文であるが、「乃仲郷」は皆納とみえる。雜器の内容は、御器櫃・長櫃・水桶・折敷・御飯櫃・杓・みか杓・足桶などの類である。

このほかでは、行幸会の際の大根河社所役として「御馬屋棟敷設掃除」役がみえるほか、宇佐宮の盜難防止のための宮中警固役にもついていた。この警固役は、承久二年(一二二〇)七月一日付けで宿直懈怠過料が深水庄得弘・恒文・秋吉・末正・長寸丸五名に命じられていること、大家郷の名々にも命じられていることからも判明する。

宇佐宮との直接的関係を「宇佐宮諸社役注文案(年月日未詳)」によつてみれば、「くりやけハの中郷役候也」とみえ、延慶二年(一三〇九)の御炊殿回禄時には吉富・大家郷と共に石畳修覆に当たつている。この場合は、まず焼跡の土を七尺掘りのけ、新規の土を入れた後、沖の白砂をまいて社の造営を行うとあり、土を引くのは「当社のかう役」とある。

なお、文明十五年(一四八三)の行幸会には、辛嶋・高家・向野・封戸・大家・吉富郷と共に雜仕女の進納を命じられている。明応四年(一四五五)にも御供所封民雜仕女一人を從来どおり進納している。また、永正十五年(一五一八)時点の下宮回禄時には、「厨家内外二字檜皮葺、是ハ從往古御顛倒、近年御仮殿野仲郷役」とみえる。

以上のように、野仲郷も大家郷同様宇佐宮との関係を示す史料は極めて少ないのが実情である。

次に構造についてみると、まず長徳六年以前に深水庄を分離独立させているが、仁治二年(一二四一)の散田帳には深水庄と野中郷内の名は八四あるとしている。深水庄には前述した五名が確認できるが、これは宿直懈怠の名であるので、単にこれを除いた数にはならない。一六四町を擁する大家郷七四名から推定すれば一四八町の野仲郷の名は七〇前後と考え差しつかえあ

るまい。一名平均二町余。

深水庄のほかには、大家郷にまたがる自見名の存在がみえるほか、宇佐宮番長言輔の私領香丸名が確認される。香丸名の初見は正治二年(一一〇〇)十月二十一日付け大宰府政所牒で、言輔解状によれば、「社家裁判・宰府守護所・前掃部頭入道・府官等書状」による知行の正当性がみえる。因みに、前掃部頭入道は、鎮西奉行中原親能と考えられる。

一四八町をもつて莊園化された野仲郷は、永禄四年(一五六二)正月十一日の野仲郷坪付注文によれば、田地六町一反五代、畠地二町五代とみえるだけで、知行人も犬丸中務丞・中尾刑部丞の二名しかみえない状況になっている。

### (三) 下毛庄

国々散在常見名田下毛郡は田数七〇〇町に及ぶ。大家・野仲両郷の田数を合わせると、一〇三七町余となる。ちなみに、弘安八年(一二八五)の豊後国図田帳(注進状案)によつて田数の多い郡を順に示せば、国東郡一六三八町、大分郡一一八九町、速見郡一〇〇九町、大野郡八七〇町(以下略)となる。

七〇〇町の常見名田下毛郡は、御炊殿造宮料庄として神領に組みこまれたものであるが、前項宇佐庄の項でも示したように、仁平四年(一一五四)時点では「下毛郷」と訓みかえられ、さらに「造宇佐宮諸役注文案(年月日未詳)」では庄と訓みかえられている。

元暦二年(一一八四)三月、祝兼權少宮司大神宮保と女祢宜大神安子は、牢籠の所領を元のように不輸地に復してほしい旨を追討使參河守源範頼に申し出て、安堵の外題を得ている。その所領中、祢宜免田一六町のうち半分の八町が下毛庄と上毛庄にあるとみえるほか、大尾社御供田二〇町のうち神領分一〇町が下毛庄内にあるとみえる。神領分一〇町のうち四町は不足分とみえ、立用分六町は下毛庄岐浦三町、秣浦三町である。

残る一〇町は公田分で上毛郡・築城郡で立用分六町、不足分四町という姿であったものを、下毛庄・上毛庄・築城庄・宇佐庄内に所課宮符を募り、免田畠等に立用して替えたという。具体的には封戸郷今永田畠・向野郷今永田畠・来繩郷今永田畠・

深水庄翁丸田畠・野仲郷今永田畠・大家郷今永名田・上毛郡今永名田・緒方庄今永名田であるとする。

つまり、根本神領十箇郷三箇庄の中に求められた大尾社御供田一〇町分ということになる。公田分とある以上、散在する公田をもつて大尾社御供免田畠に立用したことになろう。

今永田畠とあるのは、大神宮保の姓が今永であることによるものであろうが、「今永氏系図」中には宮保の名は見出せない。郡を庄と訓みかえられた下毛庄は、仁治二年(一二四一)の散田帳によると、三四六名によつて構成されているという。一名平均田数二・八町となり、宇佐・下毛両郡中最大の平均面積となる。つまり、規模の大きい名の存在が知られるのである。

構成を承久三年(一二三二)の下毛庄検田目録によつてみると、現作は三六四町三反二〇代で、不輸租田一一八町、仏神事田七六町、金堂免二〇町、猪山社上分田三町、大貞社免一〇町三反、大根河社免一〇町、妻垣社免五町三〇代は除くとある。妻垣社免以下は紙継目以下を欠き全体像は判明しないが、下宮御炊殿造営料所として成立した常見名田下毛郡下毛庄七〇〇町の約半分が御炊殿料庄として現作されているということになる。

次に、この史料で注目されるのが大根河社免一〇町を構成する名と面積である。稻富二町、稻男・稻豊利・弥稻男・成久・今行・本市丸・末久市丸・重久市丸各一町がそれである。岩崎庄・小野庄が宇佐宮御供のための均等名庄園であることと同様、宇佐宮行幸会に関係する摂社大根河社にも均等名がかかるつていたことになる。

ところが、弘安七年(一二八四)二月二十七日の下毛庄検注帳案には、前年の検注坪付として得永名等現作一七町四反二〇代、損田六町三反二〇代と、「又加一町三反」の合計二五町余しか記載されていない。内容は、得田は六町九反とあるが、若宮田一町、山神田三反、歳神田三反、多立田石屋田三反、横尾妙見田二反、阿弥陀田五反、門田二町、檜物給一町の計五町六反を除くので、定得田は一町三反であるという。

七〇〇町下三六四町余下二五町余という急激な変化を、常見名田下毛庄の変化と受け取つてよいのか考えさせられるところである。明徳元年(一三九〇)正月五日の下宮御炊殿仮殿造進条々案に、「往古ハ御料雖定、中古より為国役被仰付」とあり、下

毛庄が上毛庄と共に仮殿造宮の立柱の時に、大豆・小豆役を勤めていることからすれば、下毛庄も急激な変化を余儀なくされていたと考えるべきであろう。

#### (四) 宮時庄

宮時庄は、応永三十三年(一四二六)七月六日の弘道打渡状に、「宇佐宮御供所御菜油免田下毛郡大家郷内宮時拾貰文事」とあるように、大家郷内に成立した。この宮時の呼称は、至徳元年(一三八四)十一月三日の宇佐大宮司家御教書が初見で、本家・社家代々の公驗証文によって、番長少宮司永弘氏が知行する御油用途の地であったとある。

永松氏との関係を永松重行書状案(年未詳)によつてみると、「惣別宮時庄之事者、当社御供所免之事無余儀上(中略)、御垂跡以来番長進止之上歴然候」と、宇佐宮成立以来の関係を強調している。ところが、至徳二年(一三八五)十一月二十日の沙弥二名連署書下に、「下毛郡宮時神用号小油用途事、以當職之号、吉用以下輩、押取件神物云々」とあるように、南北朝期には吉用氏が番長職を帶したと主張し、小油用途を押取ったのである。この事件は、先に示した宇佐宮大宮司家御教書によつて番長少宮司永弘氏に領掌せしめて終息したのである。

小油は、応永四年(一三九七)十月二十三日の「かねちか田地去渡状」に、「こあふら」とみえ、本来は下宮御炊殿の一部で利用する灯明用の油のことと考えられる。しかし、明徳三年(一三九二)十一月三日の某下知状案によれば、所々用途米不足の時は、社家役として不足分を補うのが通例であり、宮時の小油用途をもつて補つて来た経過は、代々の公驗証文等に明白であるので、向後の領掌に相違があつてはならず、先例どおり番長が進止し、遗漏があつてはならない、と下知していることから、番長が管掌する小油用途宮時は、単に小油用途にとどまらず、非常の際には所々用途米の不足を補填する役目も持たされていたことになる。

次に、宮時が宮時庄と庄名をもつて見えるようになるのは、応永十年(一四〇三)十月の灯油免料錢切符が初見で、規模については、応永三十三年(一四二六)七月六日の弘道打渡状にみえる「宮時拾貰文」が初見である。十貫文の小油用途宮時は、正

長元年（一四二八）八月十一日の永弘光世番長職等譲状によると、「上田別当ニ代式拾貫文本物返ニ置之」と、倍額で上田別当に手渡されている。また、永享二年（一四三〇）の永弘光世譲状には、下毛郡宮時小油用途内三貫文とみえ、同年の下毛郡宮時庄家徵符には五貫文定などともみえる。

ところが、享徳年中（一四五二—五五）の番長當知行坪付注文に、「一所下毛郡宮時名小油錢十貫文」とあるのをはじめとして、以後の史料では十貫文とするものが多い。したがつて、その規模は十貫文であったと考えて間違いない。また、時代は下がるが、享禄四年（一五三一）十月十二日の永弘通忠小油錢請取注文によると、請取る料足十貫文は、寺家よりの分五貫文、武家よりの分五貫文とあり、宮時庄は本来十貫文進納の小さな御供料所であったと考えられる。

面積の面からみると、五月十日（年未詳）の永弘氏輔書状案に、「宮時之事者、半濟之地雖七町五反候、字佐正稅ニ六石五斗社納候」とみえること、無年号の某書状に「羅漢旦過寺領宮時十五町分之内半濟并万福寺地藏院領其外失地等除之、殘而六町余地（後略）」とあることから、宮時庄の総田数は十五町であったことが判明する。ここにみえる半濟が、すなわち寺家分、武家分という姿で表現されているのであろう。

十五町の宮時庄内に成立した名をみると、まず永享二年（一四三〇）の下毛郡宮時庄家徵符には、六郎名八百文、次郎丸名五百文の二名が確認できる。他の五名は虫損により名の呼称は判明しないが、大きい名で一貫三百文、小さいもので三百文となつており、合計は五貫文定となっている。

この五貫文は、延徳三年（一四九一）三月十八日の永弘氏輔出舉米借券案に、「下毛郡宮時庄寺家分六郎名ニあふらせん一貫四百文」とあることから、寺家分の徵符であることが判明するし、同年三月二十四日の永松氏輔出舉糉借券に、「知行分下毛郡宮時庄寺家六郎殿ニ正稅あふらせん一貫四百文之内（後略）」とあることから、名の呼称の由来について示唆する。

さらに、永正四年（一五〇七）十一月十五日の宮時庄名佃錢納帳によると、近宗名、六郎名、貞末名、今吉名、二郎丸名、大江津良（後には江連）名、門ノ名の七名がみえるほか、祢宜七人、小大夫、惠良方という関係者もみえる。これらの名主につい

ては、永正十四年九月二十二日付け下毛郡宮時庄正税徵符に、近宗名(広津方)、六郎名(大畠平右衛門尉)、貞末名(友枝千若丸)、門ノ名(大畠修理之亮)、次郎丸名(久経弥六郎)、今吉名(大畠刑部丞・彦右衛門)、大江津良名(蠣瀬大藏之尉)ともみえる。

これら七名が寺家分であることは、享禄四年(一五三一)十月十二日の番長永弘通忠小油錢請取注文でも明白で、寺家分として六郎丸名(大畠大膳方、小井手新平方一貫百文)、門之名(大畠修理方、六百文)、近宗名(六田三郎左衛門、五百文)、今吉名(秋成弥九郎・大畠右京方一貫百文)、定(貞)末名(友枝又四郎方、八百文)、江連名(大江津良・蠣瀬修理方三百文)、二郎丸名(宮永弥九郎、五百文)の七名五貫文(實際は四貫九百文)とある。

これに続く友清名(友清方二貫文)、今津方(五百文)、しまた又四郎方(六百文)、せいたう(三五〇文)、宮永三郎左衛門(三五〇文)、宮永弥四郎(五百文)、江連名分(三五〇文)、宮永帶刀方(三五〇文)の八件が武家より進納される五貫文ということになると考へる。

このことは、これより先の永正十七年(一五二〇)二月二十一日付け小倉氏清書状に、宮時正税引田は友清名の内であるので、此方名田よりは二貫文、惣名田より三貫文の計五貫文を社納する。したがつて、友清名内の引田分を小倉氏清方へ返してほしい。また、宮時庄の塩地子の件につき寺側から申入れがあつたので、寺納内半分を永弘方から収納してほしいとみえることからも、寺家分でないことが判明する。

なお、寺家分近宗名は名主六田三郎左衛門の姓から、六田名とも呼ばれらしい。

以上、史料によつて宮時・宮時庄をみてきたが、庄とはいゝものの、国免庄とか勅免庄とかいう庄ではなく、小油用塗料に便宜的に庄名を冠した庄にしか過ぎないことが判明する。強いていえば、名と同等の規模をもつ範囲であるが、その性格が八幡神垂跡以来の御供用塗料であつたことから、他と区別するため庄名が冠せられた可能性も考えられる。

#### (五) 自見名

自見の呼称は、文応二年(一二六一)の佐伯包光屋敷売券の事書を初見とするが、史料の破損が著しく、自見と屋敷売券との

関係は明確でない。

自見名の所在の場所及び領有者は、時代によつて相違があり、その実態は把握しにくい。まず、第一の史料の建治三年（一七七）九月八日の擬祝大神宮守所領配分状案は、所在の場所を「豊前国下毛庄封野仲郷今永田島屋敷于見塩屋以下同名内自見名事」と、今永名内であるとする。今永名田島は、〔下毛庄の項で触れたように、常見名田下毛庄・上毛庄・宇佐庄・築城庄内に所課宮符を募り、免田畠等に立用した公田分という性格のもので、宇佐宮根本神領十箇郷三箇庄に属す野仲郷とは全く異なるのである。領有者は大神宮守である。

第二点目の史料である元応元年（一三一九）八月十九日の鎮西御教書は、「豊前国大家・野仲両郷内自見名田島屋敷荒野塩浜并今永田地」と、大家・野仲両郷にまたがつて存在し、しかも今永田島とは並立する独立した名として取り扱つてゐる。この両郷にまたがつて存在する状態は、応永三十五年（一四二八）の番長永弘光世解状案に、下宮灯油料所となつた本自見名は、所々に存在し、遠國のためあるいは武威によつて押領されたり牢籠となつてゐるとあるので、今永田島同様の散在状態にあつたと考えられる。つまり、浮免の集合体今永名と同じ様な性格の名であつたといえよう。

この二郷にまたがる自見名の領有者は、元徳二年（一三三〇）二月十日の史料では、封戸郷司田部信道先祖相伝の地であつたといい、この日、信道から一松前擬少宮司重郷に去渡されたとある。

第三点目の史料、明徳元年（一三九〇）三月の某安堵状案によると、自見名東浜（沖の小浜・前の浜）は宮成領で、「今永名ニあらず」とあり、応永十六年（一四〇九）時点には自見八郎次郎と宇佐中坊との自見名をめぐる相論がおこる。しかし、両者の主張は「非拠の沙汰」であるとして、御炊殿灯油料に寄附された。これより先の応永二十九年以前、自見名は本自見名と今自見名に分割され、本自見名が御炊殿三所御灯油料所として寄進されるのであるが、領有者に番長永松光世、米佐の名が確認できるようになる。

以上のように、大神宮守領今永名自見名、田部信道相伝大家・野仲両郷内自見名、一部宮成領、御炊殿灯油料所本自見名は、

本質的には自見名であるが、散在名という性格上、時代によつて領有者に変化が生じたと考えるべきであろうか。

建治三年（一二七七）の大神宮守所領配分状案によれば、自見名のうち田地二町三反、今永一町二反、屋敷（今永本百姓園・同自見 □ 所）は宮守分とし、残る田畠屋敷于見塩屋以下は御前権検校宮仁大徳に永代を限つて渡与えるとあるが、自見名の規模はどのようなものであつたかをみたい。

永弘栄佐当知行坪付（享徳□年八月二十二日）によれば「燈油免本自見名六町六反四十代」とあるが、長禄二年（一四五八）五月二十二日付け益永通輔宇佐宮年中御供米分注進案では、下宮燈油免として「本自見八町」となつてゐる。以下、宇佐宮御灯免并御菜免田畠屋敷坪付（年月日未詳）では六町六反、杉重隆書状では本自見八町事とあり、万徳坊領田畠坪付惣帳（文明十六年八一四八四八二月二十五日）も八町<sup>号</sup>本自見、一円不知行之間坪付除之とある。ほかに、今自見名田地分一六筆三町六反がみえる。

下つて永正年中の家頼・興忠連署書状でも「御領地本自見六町六反内…」とあり、享禄二年（一五二九）九月二十三日の本自見名坪付目録には、「都合田畠屋敷拾町二段卅代并塩浜三面」とも「都合拾町六反塩浜三面」ともみえる。また、天文三年（一五三四）九月十五日の本自見名取帳は「惣都合八町五反四十代」<sup>一</sup>とし、この内、八反卅は反錢方に契約、二町四反十代は本物返契約、八反卅は寺免早山田・神田・代官給・器田として除外するので、残る得田数は四町四反二十代かとしている。

面積の相違は、田地分だけの場合、田畠の場合、田畠屋敷分の場合によるもので、十町程度の名であつたことが判明する。

さらに、本自見名内には、福光名が成立していることも判明する。福光名は、文安元年（一四四四）十月十九日の永弘栄佐畠地宛文案には「本自見名之内、福光畠地老町…」とみえるが、房之書状（年月日未詳）に「当社領当郡福光名之事…」とあることから、名として把握されていたことは間違いない。さらに、享徳三年（一四五四）十月八日の本自見名検見帳には、芝原名がみえ、文明十五年（一四八三）三月十二日の永松氏輔行幸会供米借券案には上ノ名がみえる。また、文明十五年より五年分の本自見名反錢注文には、上ノ名、下ノ名、芝原名が、明応八年（一四九九）四月二十八日には三反の庄屋名屋敷がみえる。

以上のように、本自見名の中には、福光・芝原・上ノ・下ノ・庄屋の五つの脇名が存在していたことが確認される。